

令和6年11月21日
物流・自動車局 審査・リコール課

トヨタ自動車株式会社による自主改善の実施について

トヨタ自動車株式会社から、後付け用品として販売したオートアラーム（盗難防止用アラーム）を装着した車両において、下記のとおり自主改善を実施する旨報告がありましたのでお知らせします。

記

自主改善開始日	令和6年11月22日（金）
不具合の内容	後付け用品として設定したオートアラーム（盗難防止用アラーム）において、車両に接続する電気配線の検討が不十分であったため、エンジン作動中にアラームが起動することがあり、また法規で定められた方法以外でアラームを解除することができる。そのため、保安基準第43条の5（盗難発生警報装置）に適合しない。
自主改善の内容	対象のオートアラームが後付け装着されている車両について、当該電気配線を改善品に交換する。
不具合件数	3件
事故の有無	無し
自動車使用者等に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none">対象部品の購入者が特定できたものは、ダイレクトメール等で通知する。弊社インターネットホームページに掲載する。自動車特定整備事業者向けに日整連発行の機関誌に掲載する。

自主改善対象部品

部品名称	品番	自主改善対象車両	自主改善対象数	備考
オートアラーム	08625-60010	トヨタ ランドクルーザー「3DA-GDJ76W」 上記車種で、用品として左記品番の部品を取り付けた車両が対象。 部品出荷期間 (令和5年12月1日～令和6年9月23日)	1,048 個	注) 車両に取り付けられていない部品も対象
		合計	1,048 個	

【問い合わせ先】

トヨタ自動車株式会社
トヨタお客様相談センター
TEL 0800-700-7700

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課
リコール監理室 千葉・柏原
電話 03-5253-8111（代表）（内線 42361）